

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2188号から第2191号まで)

令和元年9月27日

令和元年9月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年1月6日建建情第1131号、平成29年1月6日建建情第1133号、平成29年9月22日建情第1034号及び平成29年9月22日建情第1035号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市長の弁明書（建建情第230号）情報課から審査課へ手交した写真及び文書について、建建審第113号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成20年10月22日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答を頂いた。10月10日に別の部署が、他の資料6通と共にA4紙に写真を印刷し持参された際に、情報課は計9通の文書の提出を受けている。前9通の文書の開示。」ほかの個人情報非開示決定、個人情報一部開示決定及び個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」について非開示、一部開示及び開示とした決定は、それぞれ妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表1の「本人開示請求書記載の保有個人情報」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が別表1の「決定通知書記載の保有個人情報」（以下「本件保有個人情報」という。）のそれぞれについて、別表1の「決定通知日」欄に記載の決定通知日付で行った非開示、一部開示及び開示決定（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

別表1の「実施機関の主な説明要旨」欄に記載のとおりであるが、個人情報本人開示請求書の記載から、保有している個人情報で該当するものがあればこれを請求の対象となる個人情報として特定し、対象保有個人情報に横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「条例」という。）第22条第3号に規定する非開示とすべき情報が含まれている場合には、この部分について非開示として決定を行った。

## 4 審査請求人の本件各処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件各処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 不存在は虚言であり、請求した通りの開示をするよう求める。
- (2) 偽造して行った処分を取り消し、請求通りの開示を求める。

## 5 審査会の判断

## (1) 本件各処分に至る経緯について

ア 実施機関は、平成4年に、旭区白根の特定番地の民地（以下「土地甲」という。）先に係る土地について、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路であると判定した。その後、土地甲は審査請求人の所有するところとなり、当該道路判定を前提として、審査請求人に対して実施機関による是

正指導等が行われた。しかし、平成21年になって、当該道路判定は誤りであることが判明し、実施機関は道路判定を変更した。

また、土地甲に関しては、昭和43年に国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査が行われ、これにより隣接する市道との境界を明示する公図が作成され、平成10年には市道との境界を確認する境界復元の手続が従前所有者と市との間で行われ境界標が設置された。審査請求人は、隣接する市道との境界について、国土調査、道路境界復元等の当時に作成された公図等の文書に誤りがあること、境界標が自分の所有地を侵していることなどを市に対して主張し続けている。

イ 以上のことに伴い、土地甲先の道路判定及び隣接する市道との境界等に関して実施機関が保有する行政文書を対象として、審査請求人は繰り返し開示請求及び個人情報本人開示請求を行い、さらに開示請求等に対する決定について繰り返し審査請求を行っている。本件審査請求もその一部である。

## (2) 建築相談に係る事務について

横浜市では、市民から建築基準法に係る建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部情報相談課（以下「情報相談課」という。）が資料調査及び現地調査を行い、状況に応じて現場で写真を撮影する。その後、それらの調査結果をもとに、建築基準法に違反する建築物かどうか確認し、建築相談票を作成している。調査の結果、建築基準法の違反が認められた場合、建築局建築監察部違反对策課に情報を引き継いでいる。

なお、平成20年当時は、相談があった建築物について建築基準法の違反が認められる場合には、まちづくり調整局建築審査部建築審査課（以下「建築審査課」という。）が建築主や建築物の所有者に対しての初期指導を行っていた。

## (3) 本件保有個人情報について

実施機関は、個人情報本人開示請求書の記載等から、下記のように対象となる保有個人情報を特定し、開示、非開示の決定をした。

別表1の請求No.1に係る決定通知書記載の保有個人情報は、「平成20年10月10日に他部署から情報相談課が受け取った個人情報」（以下「個人情報1」という。）であり、旭区白根の建築物について相談を受けた際に情報相談課が受領したとする文書である。

個人情報1について、実施機関は、執務室及び書庫を探したが、存在を確認でき

なかったため、保有しておらず、不存在であるとして非開示としている。

「平成24年7月5日付の御照会文書について（回答）」（以下「個人情報2」という。）は、平成20年10月22日に情報相談課が建築審査課（平成20年当時）に渡した公文書について、平成24年7月5日付で照会があった件について、情報相談課が回答するために作成した文書である。

「平成29年5月22日付で提出された開示請求書」（以下「個人情報3」という。）は、平成29年5月22日に審査請求人が提出した開示請求書である。

個人情報2及び個人情報3については、非開示とした部分はなく、全部開示されている。審査請求人は、保有個人情報の特定について争っているものと解される。

「建築相談票・引継票（平成20年10月10日）」（以下「個人情報4」という。）は、平成20年10月10日に情報相談課が旭区旭土木事務所から旭区白根の建築物について相談を受けた際の相談内容や調査結果を記した文書である。

個人情報4に添付されている写真上の車のナンバープレートについて、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、条例第22条第3号に該当するとして、非開示としている。

#### (4) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

実施機関の説明によると、実施機関は個人情報本人開示請求書の記載からその内容を理解するように努め、文書番号の記載があるものや意味内容を読み取れるものについては、該当する保有個人情報を特定し、さらに一見して記載が明確なものではないものについても、過去の請求内容や日時、場所、人などで判断できるキーワードがあればこれを用いるなどして、該当する保有個人情報を特定しているとのことであった。

個人情報本人開示請求書を見るに、審査請求人による記載は、明確なものとは到底いえないものが多く含まれている。また、実施機関による補正依頼に対しても、審査請求人は、応じていないとのことであった。

このような状況において、実施機関による本件保有個人情報の特定は、不合理なものとはいえず、その他特段の問題は認められない。

そこで、以下、個人情報1及び個人情報4の保有個人情報の特定以外の点について検討する。

#### (5) 個人情報1の不存在について

ア 実施機関は、執務室や書庫を探したが、存在を確認できず、保有していないと説明しているため、当審査会が令和元年5月17日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 建築相談時の建築相談票自体は、相談を受けた情報相談課職員が記入するもので、相談者が記入し提出するものではない。よって、建築相談票は個人情報1には該当しない。

(イ) 通常、相談者が情報相談課に資料を持参する必要はない。

(ウ) 相談者が資料を持参するケースもあるが、その場合は建築相談票と併せて資料を保管する。

(エ) 本案件について資料は保管されていない。

イ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

上記アの実施機関の説明は不自然とはいえず、また、審査請求人が主張しているような故意に隠蔽したと思わせる事情も確認できない。

その他、個人情報1の存在を推認させるような事情も認められない。

(6) 個人情報4について

個人情報4は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1484号（平成29年11月24日。以下「先例答申」という。）における保有個人情報と同一であり、先例答申においては、本件処分と同内容の処分を妥当と判断している。

また、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が個人情報1を不存在であるとして非開示とした決定、個人情報2及び個人情報3を開示とした決定並びに個人情報4を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、それぞれ妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表 1

請求 No.	答申 番号	本人開示請求書記載の保有個人情報	決定通知日	決定内容	諮問日	決定通知書記載の保有個人情報	請求人の主な請求趣旨
				適用条項等		非開示情報	実施機関の主な説明要旨
1	2188	横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）情報課から審査課へ手交した写真及び文書について、建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答を頂いた。10 月 10 日に別の部署が、他の資料 6 通と共に A 4 紙に写真を印刷し持参された際に、情報課は計 9 通の文書の提出を受けている。前 9 通の文書の開示。	28. 11. 11	非開示決定	29. 1. 6	横浜市長の弁明書（建建情第 230 号）情報課から審査課へ手交した写真及び文書について、建建審第 113 号では『今回あらためて前任者に確認しましたが、これまでお答えした通り、ご指摘の写真については平成 20 年 10 月 22 日に情報課から相談票と共に引き継いだとのことでした。』と回答を頂いた。10 月 10 日に別の部署が、他の資料 6 通と共に A 4 紙に写真を印刷し持参された際に、情報課は計 9 通の文書の提出を受けている。前 9 通の文書の開示。 【個人情報 1】	処分を取り消し、執務室及び書庫を探したが、存在が確認できないは虚言であり、全部開示するよう求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 2 項		-	対象保有個人情報については、執務室及び書庫を探したが、存在が確認できなかったことから、保有していないため非開示とした。
2	2189	横浜市長、建築情報課（平成 20 年当時はまちづくり調整局情報相談部情報相談課）は建築安全課（平成 20 年当時はまちづくり調整局建築審査部建築審査課）へ『平成 20 年 10 月 22 日 14 : 10 分に 16 通の文書を引き継いでいる。にも関わらず『平成 20 年 10 月 22 日に審査課へ 39 通引き継ぎしたと矛盾している。双方の全資料の名称及び枚数の原議一式』の再請求。	28. 11. 11	全部開示決定	29. 1. 6	平成 24 年 7 月 5 日付の御照会文書について（回答）【個人情報 2】	処分通り、請求文書以外の文書を開示しないで請求文書を全部開示するよう求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	開示請求書の記載から、平成 20 年 10 月 22 日に建築安全課に引き継いだ文書を示している「平成 24 年 7 月 5 日付の御照会文書について（回答）」を特定し、全部開示決定した。

3	2190	<p>(建築局長) 林文字横浜市長が謝罪した土地に対し、貴所属は平成 29 年 6 月 5 日建情第 415 号にて、請求者が請求したように装った上で「建築相談票・引継票(平成 20 年 10 月 10 日)」の一部開示決定をされた。「請求者が請求したと開示されるに至った開示請求書の開示」同条例 34 条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。</p>	29. 8. 21	全部開示決定	29. 9. 22	平成 29 年 5 月 22 日付で提出された開示請求書【個人情報 3】	偽造し更に偽造した標題にて行った一部開示決定等の処分を取り消し、特定した行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 25 条第 1 項		-	開示請求書の記載から、平成 29 年 6 月 5 日建情第 415 号の一部開示決定に係る開示請求書(平成 29 年 5 月 22 日付で提出)を特定し、全部開示した。
4	2191	同上	29. 8. 21	一部開示決定	29. 9. 22	建築相談票・引継票(平成 20 年 10 月 10 日)【個人情報 4】	偽造し更に偽造した標題にて行った一部開示決定等の処分を取り消し、特定した行政文書の開示を求める。
				個人情報保護条例第 22 条第 3 号		写真上の車のナンバープレート	本人開示請求者以外の特定の個人に関する情報であって、開示することにより、本人開示請求者以外の特定の個人が識別されるため、個人情報保護条例第 22 条第 3 号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

別表2 本件審査請求に係る諮問の報告日、諮問書及び弁明書の写し受理日ほか

答申番号	諮問の報告 第一部会	諮問の報告 第二部会	諮問の報告 第三部会
諮問に係る文書番号	諮問書及び弁明書 の写し受理日	審査請求人の 意見書受理日	
答申第2188号	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
平成28年度建建情第1131号	平成29年1月6日	平成29年2月6日	
答申第2189号	平成29年1月24日 第299回	平成29年1月30日 第307回	平成29年1月19日 第206回
平成28年度建建情第1133号	平成29年1月6日	平成29年2月6日	
答申第2190号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
平成29年度建建情第1034号	平成29年9月22日	平成29年10月2日	
答申第2191号	平成29年11月28日 第309回	平成29年10月27日 第324回	平成29年10月19日 第221回
平成29年度建建情第1035号	平成29年9月22日	平成29年10月2日	

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成31年3月22日 (第355回第二部会)	・ 審議
平成31年4月10日 (第356回第二部会)	・ 審議
平成31年4月26日 (第357回第二部会)	・ 審議
令和元年5月17日 (第358回第二部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
令和元年5月31日 (第359回第二部会)	・ 審議
令和元年6月14日 (第360回第二部会)	・ 審議
令和元年6月28日 (第361回第二部会)	・ 審議
令和元年7月12日 (第362回第二部会)	・ 審議